

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照表

○雇用対策法施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）

改 正 案	現 行
<p>（大量の雇用変動の通知）</p> <p>第四条 法第二十七条第二項の規定による通知は、同条第一項に規定する大量雇用変動がある日（当該大量雇用変動に係る離職の全部が同一の日に生じない場合にあつては、当該大量雇用変動に係る最後の離職が生じる日）の少なくとも一月前に、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。</p> <p>（外国人雇用状況の通知）</p> <p>第五条 法第二十八条第三項の規定による通知は、新たに外国人を雇い入れた場合にあつては当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、その雇用する外国人が離職した場合にあつては当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。</p>	<p>（大量の雇用変動の通知）</p> <p>第四条 法第二十八条第二項の規定による通知は、同条第一項に規定する大量雇用変動がある日（当該大量雇用変動に係る離職の全部が同一の日に生じない場合にあつては、当該大量雇用変動に係る最後の離職が生じる日）の少なくとも一月前に、厚生労働大臣が定める様式により、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に行うものとする</p>

○厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）

改正案	現行
<p>（職業安定局の所掌事務）</p> <p>第八条 職業安定局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（削る）</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>2 高齢・障害者雇用対策部は、前項第四号、第五号及び第十一号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 前項第二号に掲げる事務のうち政府が行う障害者の職業紹介及び職業指導に関する事（求人及び求職の結合に係る調整に関することを除く。）。</p> <p>二 前項第七号に掲げる事務のうち失業対策並びに高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者をいう。以下同じ。）炭鉱労働者及び炭鉱離職者並びに日雇労働者の雇用機会の確保に関する事。</p> <p>三 前項第十号に掲げる事務のうち高年齢者等、障害者、炭鉱労働者及び炭鉱離職者並びに日雇労働者の職業の安定に関する事。</p>	<p>（職業安定局の所掌事務）</p> <p>第八条 職業安定局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 雇用対策法（昭和四十一年法律第三百二十二号）第八条第一項に規定する雇用対策基本計画の策定及び推進に関する事。</p> <p>二〇十四 （略）</p> <p>2 高齢・障害者雇用対策部は、前項第五号、第六号及び第十二号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 前項第三号に掲げる事務のうち政府が行う障害者の職業紹介及び職業指導に関する事（求人及び求職の結合に係る調整に関することを除く。）。</p> <p>二 前項第八号に掲げる事務のうち失業対策並びに高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者をいう。以下同じ。）炭鉱労働者及び炭鉱離職者並びに日雇労働者の雇用機会の確保に関する事。</p> <p>三 前項第十一号に掲げる事務のうち高年齢者等、障害者、炭鉱労働者及び炭鉱離職者並びに日雇労働者の職業の安定に関する事。</p>

<p>(雇用政策課の所掌事務)</p> <p>第七十五条 雇用政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (削る)</p> <p>一〇四 (略)</p>	<p>(雇用政策課の所掌事務)</p> <p>第七十五条 雇用政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 雇用対策法第八条第一項に規定する雇用対策基本計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>二〇五 (略)</p>
--	---

○労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）

改正案		現行	
(分科会)			
<p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
名称 (略)	所掌事務	名称 (略)	所掌事務
職業安定分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用力の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用力の改善等に関する法律</p>	職業安定分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用力の改善の促進に関する法律（平成三年法</p>

<p>2 9</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>る法律（平成四年法律第六十三号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
---------------------------	---

<p>2 9</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
---------------------------	--

○地域雇用開発促進法第五条第五項等の審議会を定める政令（平成十三年政令第三百十九号）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>地域雇用開発促進法第五条第五項及び第六条第六項の審議会を定める政令</p> <p>地域雇用開発促進法第五条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第六条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の政令で定める審議会は、地方労働審議会とする。</p>	<p>地域雇用開発促進法第五条第五項等の審議会を定める政令</p> <p>地域雇用開発促進法第五条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第八条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の政令で定める審議会は、地方労働審議会とする。</p>

○独立行政法人雇用・能力開発機構法施行令（平成十五年政令第五百五十五号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（控除する額の算定方法）</p> <p>第四条の二 法附則第四条第四項の規定により控除する額は、毎事業年度、同項に規定する対象資産の処分に要する費用を勘案して定めるものとする。</p> <p>（国庫納付金の納付の手續等）</p> <p>第五条 機構は、法附則第四条第四項及び第七項の規定による納付金（以下この条において「宿舍等勘定に係る国庫納付金」という。）を納付しようとするときは、あらかじめ、当該宿舍等勘定に係る国庫納付金の計算書にこれらの規定による処分に係る契約書の写しその他厚生労働省令で定める書類を添付して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第六条 機構は、法附則第四条第八項の規定による納付金（以下この条において「介護労働者福祉業務に係る国庫納付金」という。）を</p>	<p>附則</p> <p>（控除する額の算定方法）</p> <p>第四条の二 法附則第四条第三項の規定により控除する額は、毎事業年度、同項に規定する対象資産の処分に要する費用を勘案して定めるものとする。</p> <p>（国庫納付金の納付の手續等）</p> <p>第五条 機構は、法附則第四条第三項及び第六項の規定による納付金（以下この条において「宿舍等勘定に係る国庫納付金」という。）を納付しようとするときは、あらかじめ、当該宿舍等勘定に係る国庫納付金の計算書にこれらの規定による処分に係る契約書の写しその他厚生労働省令で定める書類を添付して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第六条 機構は、法附則第四条第七項の規定による納付金（以下この条において「介護労働者福祉業務に係る国庫納付金」という。）を</p>

2  
(略)

納付しようとするときは、あらかじめ、当該介護労働者福祉業務に係る国庫納付金の計算書に当該介護労働者福祉業務に係る国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2  
(略)

納付しようとするときは、あらかじめ、当該介護労働者福祉業務に係る国庫納付金の計算書に当該介護労働者福祉業務に係る国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜二百八十六（略）</p> <p>二百八十六の二 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）</p> <p>二百八十七〜四百十四（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜二百八十六（略）</p> <p>二百八十七〜四百十四（略）</p>